

| 番号 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管官庁の検討結果 | | | 該当法令等 |
|----|-------------------------------|---|------|-------|---|-----------|---|------------------------------------|
| | | | | | 制度の現状 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 1 | ビニールハウスを農業用施設として利用する際の規制緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウスは、農業生産物の栽培に供する際には、「建築物」としてみなされないが、使用しなくなったビニールハウスを、飼料米の保管庫として使用すると、「建築物」として取り扱われてしまい、建築確認申請が必要となる。 ・使用していないビニールハウスの再利用の促進のためにも、建築物と見なさずに飼料米や農業機械の仮置き場として利用できるようにしてほしい。 | 民間企業 | 国土交通省 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第2条第1号において、「建築物とは土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」と定義されています。 ・このため、農業用ビニールハウスに限らず、一般的に土地に定着し屋根及び柱もしくは壁を有するものは建築物として、建築基準法に適合させる必要があります。 ・また、建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であることについて、建築主事による確認(建築確認)を受ける必要があります。 | 現行制度で対応可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根を天幕、ビニール等で覆い、それらの材料が容易に取り外せるものの建築基準法律上の取扱いについては、例規昭和37年住指発第86号において、屋根等が土地への定着性が認められないため、建築物としては取り扱わない旨を既に示しています。 ・これらを参考に、建築主事が、地域の実情を踏まえつつ、個別のビニールハウスが建築物に該当するかどうかを建築基準法の定義に照らして適切に判断していくべきものと考えます。 <p>→内閣府(規制改革推進室)は、更なる検討が必要と判断し、現在も対応中</p> | 建築基準法第2条第1項、第6条台1項 |
| 2 | エコファーマーの対象拡大(自然エネルギーを利用する農業者) | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境を利用した体制づくりを進めるうえで、生産者の保護や農家所得向上につながる施策が必要と考えるため、自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置を目的としたエコファーマー制度の対象を拡大。 ・現行のエコファーマー認定要件とは別に、自然エネルギーを利用する農業者を認定要件とするよう、提案する。 | 民間企業 | 農林水産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」は、「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進することで、環境と調和のとれた農業生産の確保や農業の健全な発展を図ることを目的としています。 ・エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」において定義されている「持続性の高い農業生産方式」に取り組むことを内容とする導入計画を作成し、都道府県の認定を受けた農業者の愛称です。 ・「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」の定める「持続性の高い農業生産方式」は、土作り技術、科学肥料低減技術、科学合成農薬低減技術の3技術全てに取り組む生産方式を指します。 | 対応不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ご提案は自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置として、エコファーマーの制度の対象を拡大すること、及び自然エネルギーを利用する農業者を新たな認定要件とすること、を求めているものと認識しております。 ・提案の自然エネルギーの利用は、土作り技術、科学肥料低減技術、科学合成農薬低減技術を利用するものではないため、自然エネルギーを利用する農業者を、エコファーマー制度の対象とすること、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の下で認定することはいずれも困難です。 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 |
| 3 | 住宅瑕疵担保責任保険の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・分譲主等の倒産などの場合に瑕疵担保責任について、消費者を保護するため、住宅瑕疵担保履行法が、2009年10月に施行され、分譲主等が1戸当たり5～6万の保険加入をする義務がある。 ・しかし、実際に、法施行後に保険金が支払われた件数は多くないと考えるため、保険金支払いのケースに関する情報公開と、保険料の減額または保険料算定の見直し等保険制度の見直しについて提案する。 ・現状として、分譲主等の支払う保険金は、消費者へ上乗せされているケースが多いため、建物価格が引き下げられれば、消費者の購買意欲の増大につながり、不動産分野を中心に県経済の活性化に資すると考える。 | 民間企業 | 国土交通省 | <p>ア. 保険金の支払いのケースに関する情報公開 保険事故の発生状況や保険金の支払状況については、ホームページ上で公開している資料に含まれていますが、単独の情報として掲載していません。</p> <p>イ. 保険料の減額または保険料算定の見直し等保険制度の見直し 住宅瑕疵担保責任保険の保険料は、各住宅瑕疵担保責任保険法人が保険金支払いの見込み等をもとに、自らの業務規程に定めています。(国土交通大臣は、保険法人の業務規程について、保険料が保険数理に基づいているか等を確認し、認可しています。)</p> | 現行制度で対応可能 | <p>ア. 保険事故の発生状況や保険金の支払状況について、住宅事業者等が最新の情報を容易に閲覧できるよう、今後、当該情報を独立させてホームページに掲載し、情報の定期的な更新を行います。</p> <p>イ. H30年夏より、H31年10月の法施行10年経過を見据え、有識者による検討会を開催し、この中で保険料の水準や保険金の支払状況等について分析等が行われる予定です。</p> <p>⇒H30.7.4に「制度施行10年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度に関する検討会」第1回が開催され、保険料の水準の検証方策等について議論された。 (静岡大学人文社会学部法学科 小林教授が委員の1人)</p> | ア. — イ. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 |